

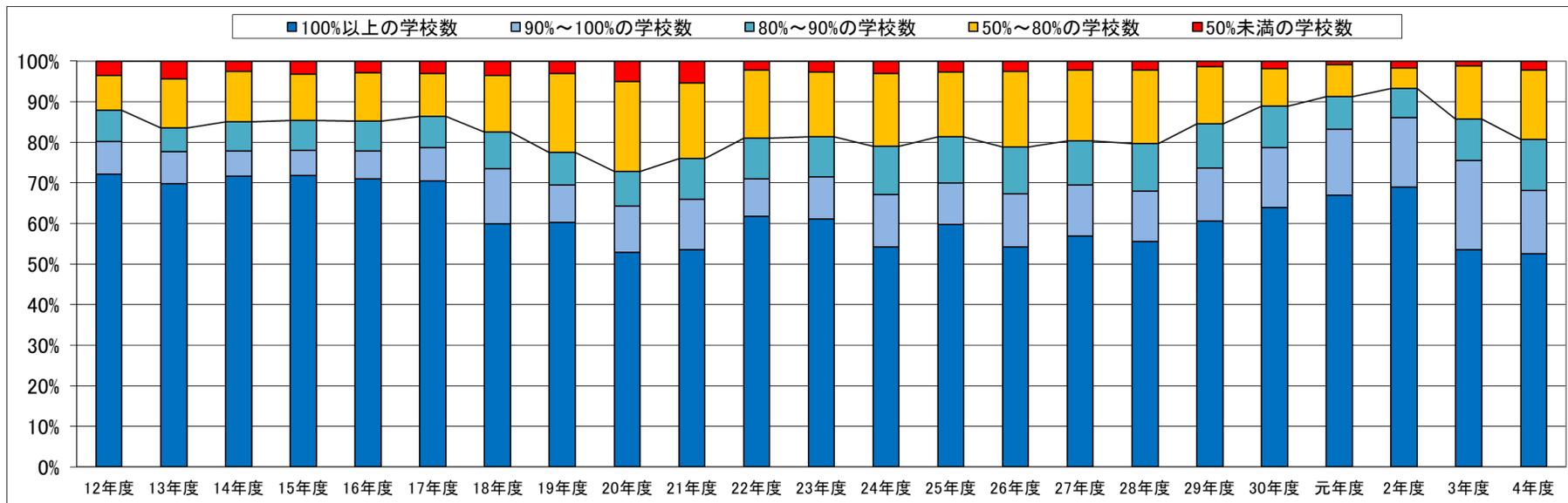
「学生保護の仕組みの整備」
参考資料

○ 学校法人を取り巻く状況（基礎データ）

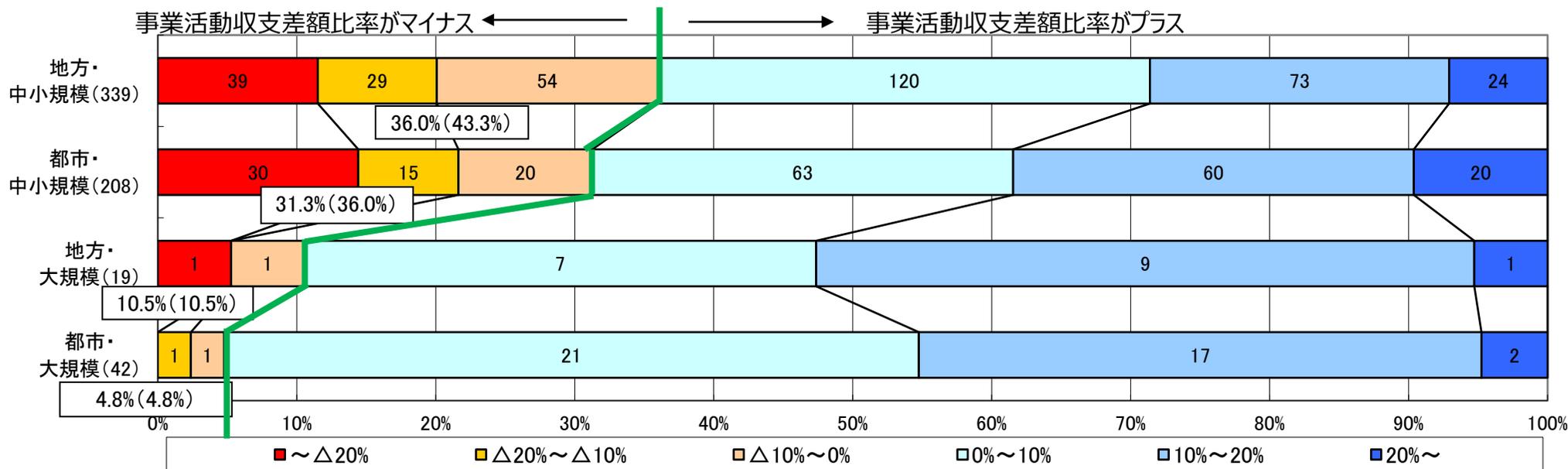
私立大学の経営状況について

(日本私立学校振興・共済事業団
「令和4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私大の48%が入学定員未充足 (19%が充足率80%未満)

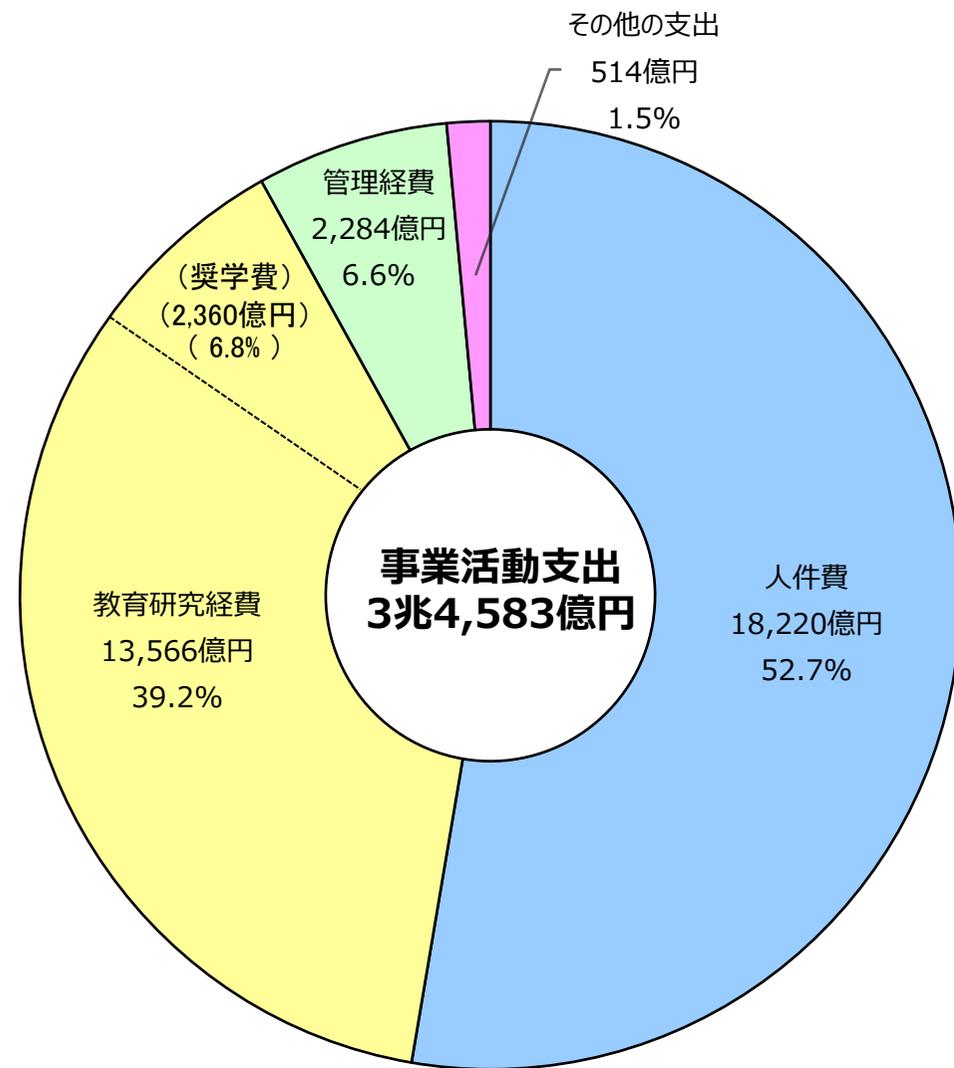
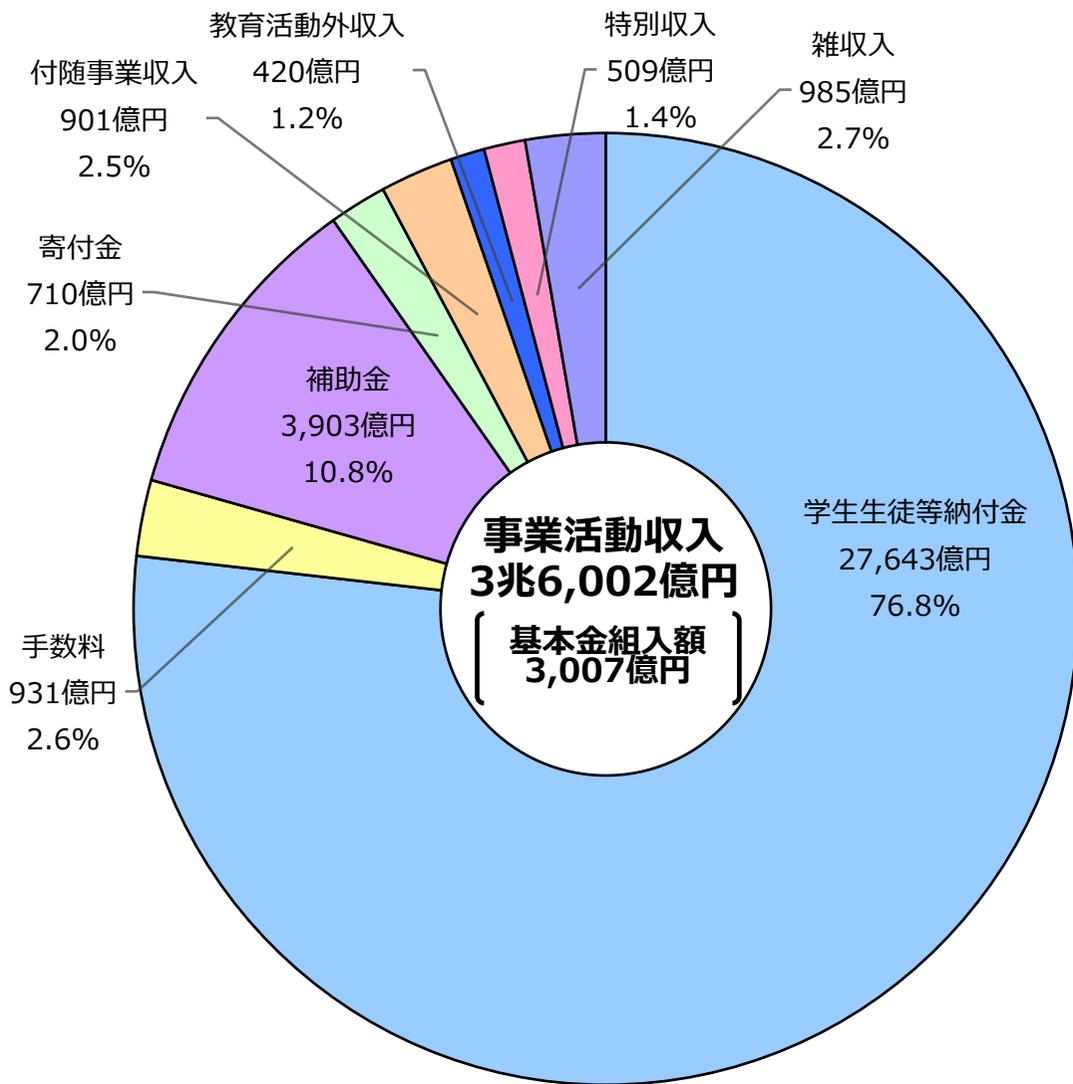


地方中小私大の収支状況は約4割が赤字傾向



※ は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で () は前年度の割合

私立大学の収支状況（令和2年度）



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和3年度版）」
※ 事業活動収支計算書（608校）の集計
※ 単位未満四捨五入の関係で、パーセント及び合計が一致しない場合がある。 **3**

私立大学・短期大学・高等学校の収支状況（経年の推移）

（単位：億円）

○大学の収支状況

年 度		23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
集計学校数	a	校 592	校 588	校 591	校 592	校 596	校 590	校 595	校 592	校 599	校 608
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	33,599	32,946	33,156	33,234	33,540	33,654	34,314	34,674	34,986	36,002
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	32,097	30,921	31,371	31,450	32,371	32,544	33,073	33,448	33,795	34,583
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	1,502	2,025	1,785	1,784	1,169	1,110	1,241	1,226	1,190	1,418
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%	3.5%	3.3%	3.6%	3.5%	3.4%	3.9%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 250	校 208	校 215	校 219	校 243	校 233	校 235	校 215	校 222	校 191
割合	g=f÷a	42.2%	35.4%	36.4%	37.0%	40.8%	39.5%	39.5%	36.3%	37.1%	31.4%

○短期大学の収支状況

年 度		23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
集計学校数	a	校 353	校 335	校 337	校 333	校 324	校 321	校 317	校 310	校 299	校 298
事業活動収入 (H26以前は帰属収入)	b	2,200	1,940	1,961	1,941	1,875	1,838	1,745	1,671	1,497	1,552
事業活動支出 (H26以前は消費支出)	c	2,147	1,985	1,996	1,939	1,934	1,842	1,806	1,753	1,634	1,670
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)	d=b-c	53	▲45	▲35	2	▲59	▲5	▲61	▲82	▲138	▲119
事業活動収支差額比率 (H26以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	2.4%	▲2.3%	▲1.8%	0.1%	▲3.2%	▲0.3%	▲3.5%	▲4.9%	▲9.2%	▲7.7%
基本金組入前当年度収支差額 (H26以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 193	校 189	校 170	校 187	校 184	校 174	校 191	校 196	校 205	校 206
割合	g=f÷a	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%	56.8%	54.2%	60.3%	63.2%	68.6%	69.1%

○高等学校の収支状況

年 度		23	24	25	26	(注1) 27	28	29	30	R1	R2
集計学校数	a	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288	校 730	校 1,310	校 1,301	校 1,289	校 1,283	校 1,287
事業活動収入 (H27以前は帰属収入)	b	10,087	10,173	10,384	10,848	5,833	11,092	11,053	10,985	10,887	11,067
事業活動支出 (H27以前は消費支出)	c	9,953	9,899	10,109	10,294	5,381	10,637	10,727	10,672	10,773	10,664
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)	d=b-c	134	274	275	554	452	455	326	313	114	403
事業活動収支差額比率 (H27以前は帰属収支差額比率)	e=d÷b	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%	7.7%	4.1%	2.9%	2.8%	1.0%	3.6%
基本金組入前当年度収支差額 (H27以前は帰属収支差額)がマイナスの学校数	f	校 599	校 546	校 553	校 521	(注2) 校 544/1,290	(注2) 校 530	校 582	校 586	校 627	校 542
割合	g=f÷a	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%	42.2%	40.5%	44.7%	45.5%	48.9%	42.1%

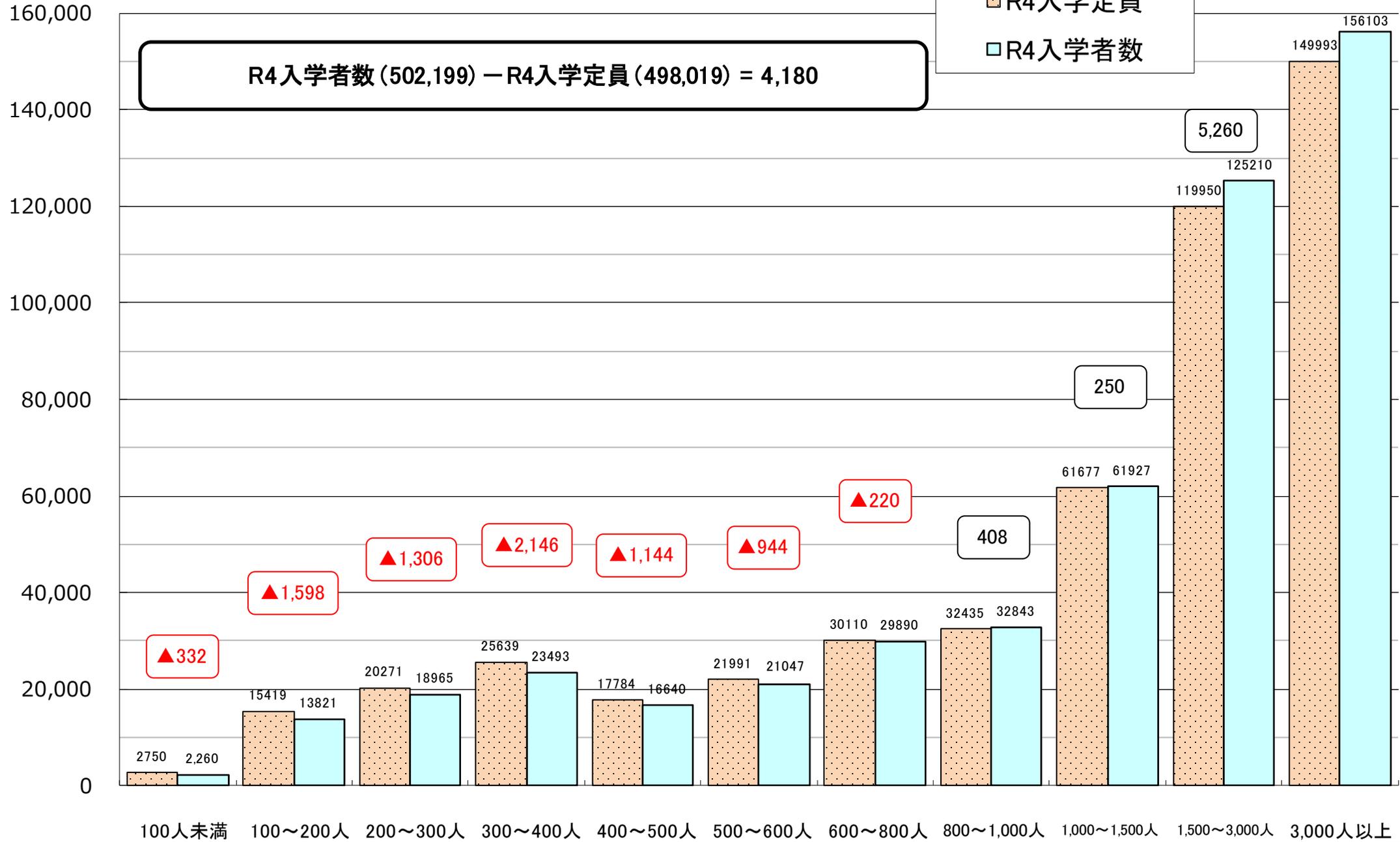
○ 事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）とは、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入（帰属収入）から事業活動支出（消費支出）を差し引いた差額（基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額））が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

（※）出資（株式）の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入（帰属収入）の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）が必要になる。

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

私立大学における規模別の入学定員、入学者数 (令和4年度)

入学者数(人)



○ 学校法人会計基準等

学校法人会計基準の位置付け

■文部科学省令であり、私立学校振興助成法第14条1項で求められる計算書類を作成する際の「文部科学大臣の定める基準」のこと。

学校法人会計基準制定の経緯

昭和45年以前 私立学校の経理において統一的な基準なし。

昭和45年 私立大学等経常費補助金 創設

昭和46年 **学校法人会計基準 制定**

昭和51年 私立学校振興助成法 施行

施行以来40年以上
私学を取り巻く経営環境の変化

学校法人の経営状態を分かりやすく
経営判断に活用できる会計基準が必要

平成20年～ 「学校法人会計基準の諸課題に関する検討会」において議論

平成25年 学校法人会計基準の一部を改正する省令 公布

平成27年 上記 新会計基準 施行（都道府県知事所轄法人は平成28年度から適用）

私立学校の教育条件の維持及び向上・学生等の経済的負担の軽減を図り、私立学校の経営の健全性を高めるため。

補助金の適正な配分と効果のために、学校法人の会計の標準化を図るため。

「～（略）～補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（＝**学校法人会計基準**）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。」
（私立学校振興助成法 第14条第1項から抜粋）

「学校法人会計基準の在り方について」の報告書（平成25年1月）に基づき改正

学校法人は、学校教育を安定的に継続していくことが前提である。



学校法人は、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持しなければならない。そのために必要な金額を事業活動収入から留保したものが基本金である。

事業活動収支計算において、基本金は、最優先で組入れなければならない。

- 第1号基本金：教育に供される固定資産の維持取得に係る基本金
- 第2号基本金：将来取得計画のある固定資産の取得資金に係る基本金
- 第3号基本金：基金として継続的に保持・運用する基本金
- 第4号基本金：必要な運転資金維持に係る基本金

学校法人会計基準等（基本金関係部分）①

◎学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)

第二節 基本金

(基本金)

第二十九条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

(基本金への組入れ)

第三十条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
- 二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額
- 三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- 四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額
 - 2 (略)
 - 3 (略)

学校法人会計基準等（基本金関係部分）②

◎学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)

(基本金の取崩し)

第三十一条 学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

- 一 その諸活動の一部又は全部を廃止した場合 その廃止した諸活動に係る基本金への組入額
- 二 その経営の合理化により前条第一項第一号に規定する固定資産を有する必要がなくなつた場合 その固定資産の価額
- 三 前条第一項第二号に規定する金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなつた場合 その金銭その他の資産の額
- 四 その他やむを得ない事由がある場合 その事由に係る基本金への組入額

◎学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について
(昭和62年8月31日文部大臣裁定(平成25年9月2日最終改正))

1. 学校法人が学校法人会計基準第30条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を12で除した額（100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることができる。）とする。

なお、本項により計算した額（以下「計算額」という。）が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、その差額を取崩しの対象としなければならない。

収支差額の分析

区 分	内 容	主な収入・支出科目
①教育活動収支差額	経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況を見ることができる。	学生生徒等納付金、補助金、寄付金、人件費、教育研究経費、管理経費
②教育活動外収支差額	経常的な収支のうち、財務活動による収支状況を見ることができる。	受取利息・配当金、借入金等利息
③ = ① + ② 経常収支差額	経常的な収支バランス を見ることができる。	—
④特別収支差額 (臨時的収支)	資産売却や処分等の 臨時的な収支 を見ることができる。	施設設備補助金、デリバティブ解約損
⑤ = ③ + ④ 基本金組入前 当年度収支差額	毎年度の収支バランスを見ることができる。 (旧会計基準では、帰属収支差額と呼ばれていた差額)	—

区 分	通常 A	通常 B	困難 A	困難 B
教育活動収支差額	+	-	-	+
教育活動外収支差額	+	+	+	-
経常収支差額	+	+	-	-

通常の経営状態の法人では、経常的な本業の教育活動の収支である「教育活動収支」がプラスで「経常収支」もプラス、

または「教育活動収支」はマイナスだが、大きな運用ファンドを持っているため「教育外収支」が大幅なプラスになり、「経常収支」はプラスになる法人もある。

逆に「教育活動収支」はプラスだが、借入金利息の負担が大きく「教育活動外収支」が大幅なマイナスになり、経常収支がマイナスになる法人もある。

また、当年度の収支バランスの改善又は悪化の原因が、経常的なものではなく、その年度かぎりの臨時的な要素によるものであるかもわかる。

【事業活動収支計算書の関係比率】

R2 全国平均 （大学） 5.2 % （短大） **△0.5 %**

① 事業活動収支差額比率
$$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$$

「経営状況はどうか」の視点から、プラスが大きいほど自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕につながる。

R2 全国平均 （大学） 51.8 % （短大） 61.9 %

② 人件費比率
$$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$$

人件費は学校の最大の支出要素であり、この比率が適正水準を超えると収支悪化の要因となる。

※平均値は医歯系法人を除く大学法人 及び 短大法人
（出典）令和3年度版今日の私学財政 大学・短期大学編（日本私立学校振興・共済事業団）

【事業活動収支計算書の関係比率】

R2 全国平均 （大学） 74.4 % （短大） 57.9 %

学生生徒等納付金

③ 学生生徒等納付金比率 $\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$

事業活動収入のなかで最大の割合を占めている重要な自己財源であることから、この比率が安定的に推移することが望ましい。

R2 全国平均 （大学） 4.6 % （短大） $\Delta 1.7$ %

経常収支差額

④ 経常収支差額比率 $\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$

経常的な収支バランスを示す。この比率がプラスが大きいほど経常的な収支は安定していることを示す。

※平均値は医歯系法人を除く大学法人 及び 短大法人
（出典）令和3年度版今日の私学財政 大学・短期大学編（日本私立学校振興・共済事業団）

【貸借対照表の関係比率】

R2全国平均 （大学）2.0年 （短大）1.8年

⑤ 運用資産余裕比率
$$\frac{\text{運用資産}(\ast 1) - \text{外部負債}(\ast 2)}{\text{経常支出}}$$

比率が高いほど運用資産の蓄積が良好であり、1.0を超えている場合は、1年間の学校法人の経常的な支出を賄えるだけの資金を保有していることを示す。

(※1) 運用資産 = 特定資産 + 有価証券（固定資産）+ 有価証券（流動資産）+ 現金預金

(※2) 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務

※平均値は医歯系法人を除く大学法人 及び 短大法人
(出典) 令和3年度版今日の私学財政 大学・短期大学編（日本私立学校振興・共済事業団）

○ 学校法人への経営指導等

経営に課題を抱える学校法人に対する取り組み

学校法人の義務
(私学法25条)
設置校の教育研究に必要な財産の保有

経営指導の充実の必要性
18歳人口減少
グローバル化
産業構造等変化

「私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(H29(2017).5.15)」
「経済財政運営と改革の基本方針2018(H30(2018).6.15)」
「中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(H30(2018).11.26)」
・各大学の一層の経営力強化が必要だが、経営困難法人が生ずることは不可避
・**経営指導強化とともに、撤退含む早期の経営判断を促す指導が必要**

学校法人の責務の明示
(私学法24条)(R2(2020).4.1施行)
・自主的な運営基盤の強化
・設置校の教育の質の向上
・運営の透明性の確保

文部科学省

学校法人運営調査委員制度(S59年度～)

- ◆ 学校法人の健全な経営の確保を目的に、管理運営組織やその活動状況、財務状況等を調査し、必要な指導・助言を実施、改善状況を確認
- ◆ 委員は私立学校関係者、弁護士、公認会計士、マスコミ関係者等
- ◆ 特に経営状況が厳しいと認められる一部の学校法人に対して、経営改善計画の作成及び計画の実施状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ◆ 経営改善計画の作成には私学事業団による経営相談等の活用を勧め、進捗状況の確認は学校法人運営調査委員によるヒアリング等を活用し、必要な指導・助言を実施

学校法人



学校法人に対する一体的な経営支援・指導

経営力強化に向けた環境整備

- 教学、人事、施設、財務等に関する事項について長期的ビジョンを踏まえた計画策定を義務化
- 学部単位での設置者変更を可能とする制度改善
- **合併等を検討する学校法人のマッチング(私学事業団による経営相談の一環)**
- 地域連携プラットフォーム構築
- 大学等連携推進法人制度の創設

日本私立学校振興・共済事業団

経営相談・自己分析の促進

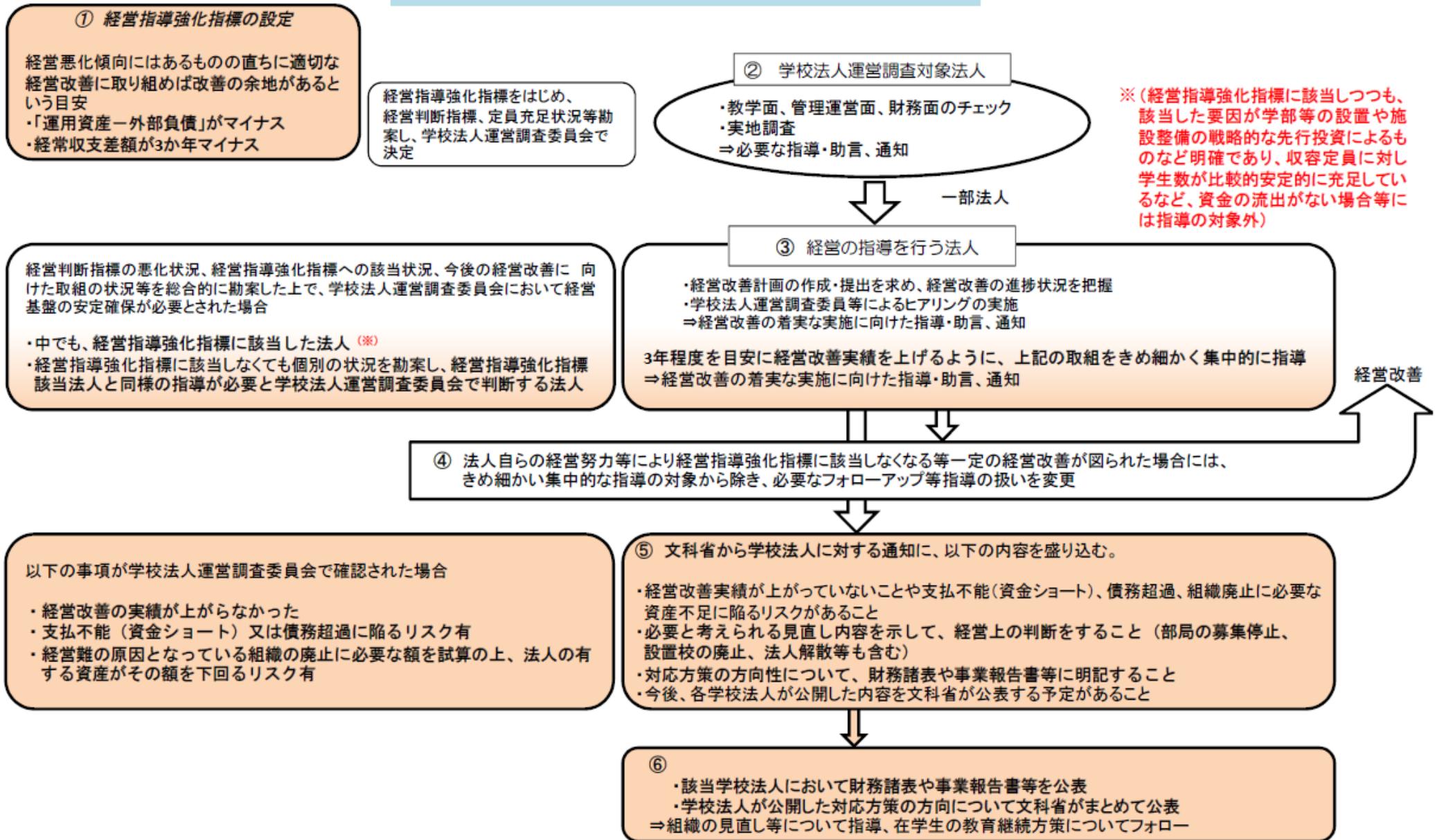
- 学校法人の要請に応じ、役員や教職員等からのヒアリングや経営上の問題点の分析等を実施し、改善策をアドバイス
- 学校法人がデータや分析資料を活用できるシステムを提供。さらに要望に応じた個別分析データも作成・提供
- **「経営改善のためのハンドブック」作成・提供(合併等・撤退に関する道筋・手法等も解説)**
- 学校法人による経営状況の自己分析の一助となる「**経営判断指標**」を作成・提供。学校法人の本業である教育研究活動の収支状況と資産状況に着目し、支払不能の危険性の程度を段階わけ

経営指導の充実・強化(R元年度～)

- **「経営指導強化指標※」を設定し、経営悪化傾向にある学校法人を一定の基準に基づき客観的に把握**
※ 「「運用資産—外部負債」がマイナス」かつ「「経常収支差額」が3か年マイナス」
- **学校法人運営調査委員会において、経営指導強化指標を始め定員充足状況等を勘案し、集中的な経営指導を実施する学校法人を決定**
- 私学事業団の経営相談を必須として**経営改善計画(5か年)を策定**させ、3～5年を目安に経営改善実績を上げるよう、学校法人運営調査や進捗報告等を毎年行いながら、**集中的な指導・助言を実施**
⇒法人による**自主的な組織のスリム化(設置校・学部等の募集停止、入学定員縮小等)の実施**
- **経営改善できず支払不能等のリスクが確認された学校法人**に対しては、対応方策を示した上での**経営上の判断(募集停止や組織廃止等を含む)**、及び、**その方策の方向性の事業報告書等への明記を求める指導通知を发出**
- 学校法人が事業報告書等へ記した対応方針を、**文部科学省が公表**する予定

学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分・2019年度より実施



※(経営指導強化指標に該当しつつも、該当した要因が学部等の設置や施設整備の戦略的な先行投資によるものなど明確であり、収容定員に対し学生数が比較的安定的に充足しているなど、資金の流出がない場合等には指導の対象外)

措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に至っている場合

報告及び立入検査

私学法63条

法令違反、所轄庁の処分違反、寄附行為違反、運営の著しい不適正が認められる場合

大学設置・学校法人審議会の意見を聴いた上で、募集停止を含めた措置命令

私学法60条

措置命令に従わない場合

役員了解任勧告

私学法60条

措置命令に従わず、法令違反の状態が継続し、他の方法でも監督目的が達成できない場合

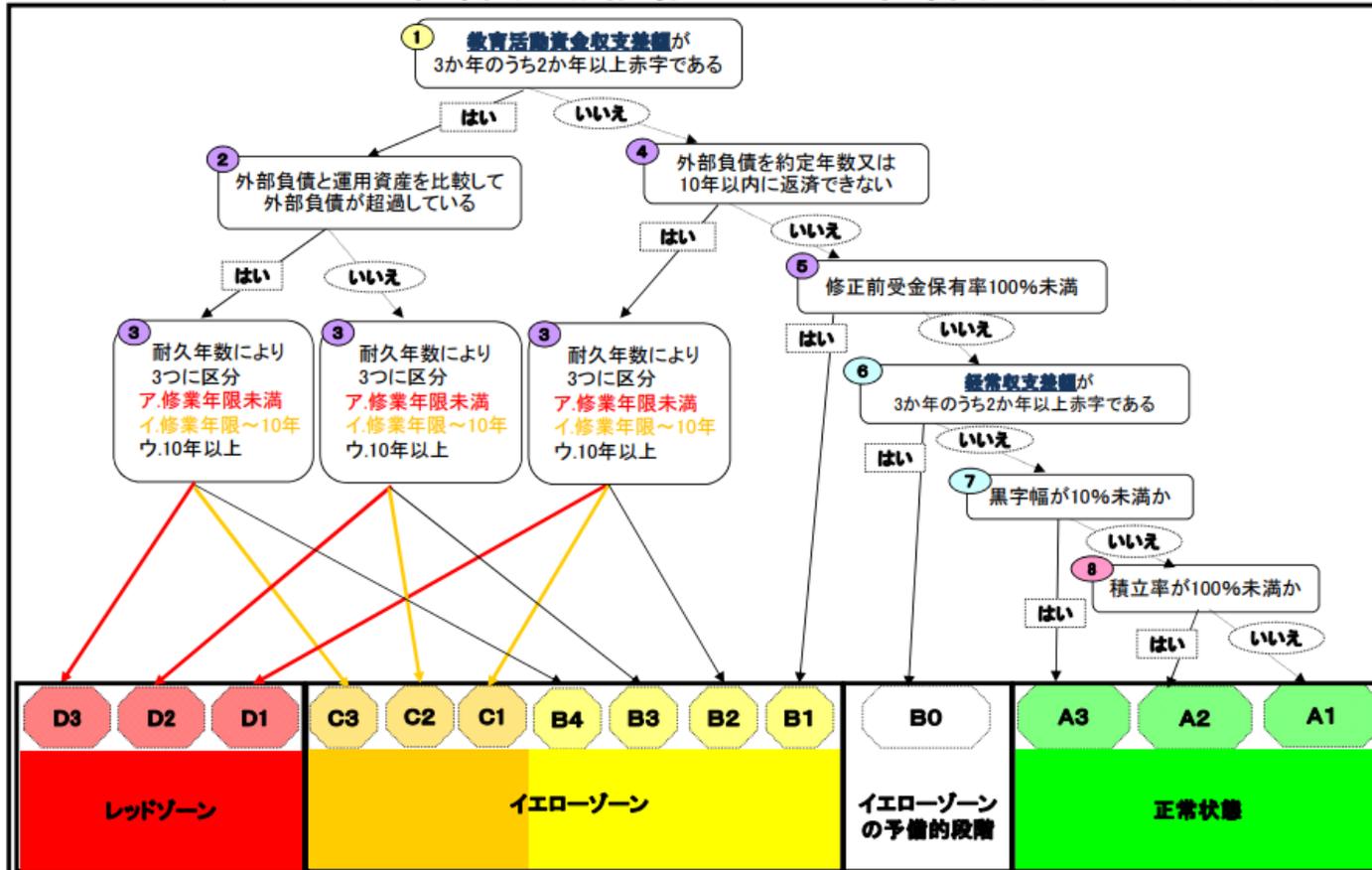
解散命令

私学法62条

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）

※平成27年度から

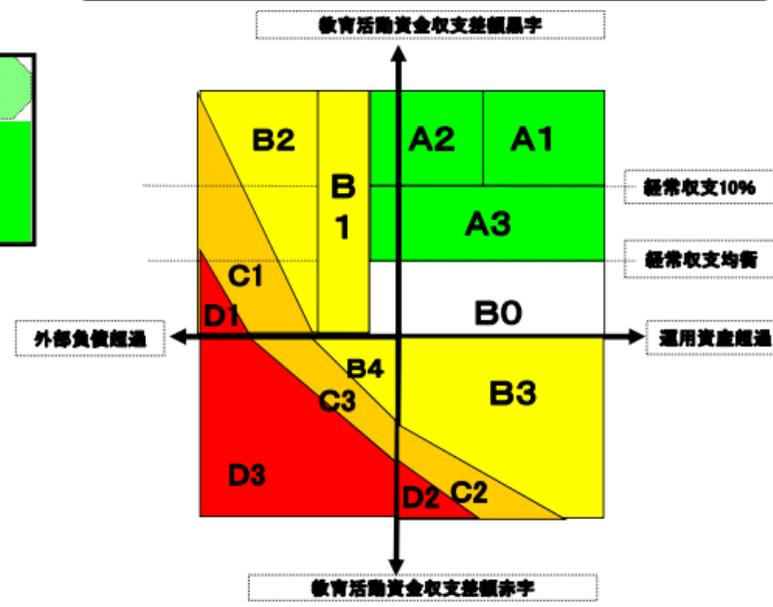


① 教育活動資金収支差額
 一般に学校法人の破綻は資金ショートにより起こると考えられるため、経営悪化の兆候を早期に発見し、経営破綻を防止するためには、1年間の経常的な教育研究活動の結果として現金が生み出せるかが重要になる。

②③④⑤ 運用資産は十分か、外部負債は返済可能な額か
 教育活動資金収支差額が赤字の時は、過去の蓄積である運用資産を取り崩すこととなる。特に多額の外部負債がある場合には将来的に返済可能な額かが問題にある。黒字の時でも、外部負債が過大であれば同様の問題がある。また、期末の運用資産が少なすぎる場合もリスクが大きい。

⑥⑦ 経常収支差額
 経常収支差額が黒字でなければ自己資本を取り崩すことになるため正常状態とはいえない。また経常収支差額が黒字であっても、基本金組入相当の黒字が生じていなければ経常収支は均衡しないため黒字幅で2つに区分した。

⑧ 積立率
 減価償却累計額等の要積立額に対して運用資産の蓄積が十分になされているか。



●教育活動資金収支差額

【教育活動資金収入】
 学納金収入 + 手数料収入 + 特別寄付金収入(施設設備除く) + 一般寄付金収入 + 経常費等補助金収入(施設設備除く) + 付随事業収入 + 雑収入

【教育活動資金支出】
 人件費支出 + 教育研究経費支出 + 管理経費支出 + 調整勘定等

※教育活動資金収支差額および経常収支差額の「3か年」とは、一昨年度、昨年度の決算実績および今年度決算見込み3か年を指す

- 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務
- 運用資産 = 現金預金 + 特定資産 + 有価証券
- 耐久年数とは「あと何年で資金ショートするか」を表し、原則として修業年限を基準に設定
- 修正前受金保有率 = 運用資産 ÷ 前受金
- 経常収支差額 = 経常収入(教育活動収入計+教育活動外収入計) - 経常支出(教育活動支出計+教育活動外支出計)**
- 積立率 = 運用資産 ÷ 要積立額(減価償却累計額+退職給与引当金+2号基本金+3号基本金)

「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」（日本私立学校振興・共済事業団）

日本私立学校振興・共済事業団では、経営困難に陥る学校法人が増加する予想のもと、経営改善を進める必要のある学校法人が、取り組みを進めるための参考とできるよう、今後取り組むべき道筋や具体的な手法などをまとめた「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」を作成、公表。（令和3年1月・作成、公表、令和4年10月・第1次改訂版作成）

学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》の内容

I 経営悪化の認識

- 1 経営悪化とその兆候の認識
- 2 経営悪化を具体的にチェック
- 3 関係者が経営悪化に気づくタイミング

II 相談

- 1 私学事業団
- 2 外部相談先の例
- 3 相談内容
- 4 相談前の準備
- 5 相談後の取り組み

III 経営状態の分析

- 1 定量的な問題点の洗い出し(定量的な環境分析)
- 2 定性的な問題点の洗い出し(定性的な環境分析)
- 3 SWOT分析
- 4 分析が困難になった場合

IV 経営状態の情報共有

- 1 情報共有の前の心構え
- 2 問題意識共有による効果
- 3 情報共有の具体的方法
- 4 情報共有のための責任者

V 経営改善計画の策定

- 1 実施体制
- 2 改善戦略
- 3 財務シミュレーション作成
- 4 計画策定上の注意点

VI 経営改善計画の実行

- 1 実施体制
- 2 各改善策のPDCA
- 3 目標達成が困難な状況での判断

VII 合併等

- 1 学校法人や私立学校における合併等の類型例
- 2 合併等までの流れと留意点

VIII 再生(再建)

- 1 私的整理(再建型)
- 2 民事再生

IX 撤退

- 1 撤退までの流れと留意点
- 2 破産手続き



私学経営情報センター（日本私立学校振興・共済事業団）

日本私立学校振興・共済事業団、私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を実施。学校法人に対し、経営相談、財務分析、会計処理などをサービスとして提供。

例えば、「経営相談」のサービスとして以下のような内容を提供。

（パンフレットより）

- 学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります
- 学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします
- 必要に応じて事業団が依頼している専門家（公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等）と共同で実施します
- 経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います

（略）

令和4(2022)年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を行っています。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例	私学経営情報センターで提供可能なサービス
<p>○会計処理のご質問 会計処理の仕方を教えてください</p> <p>○基礎調査等のご質問 基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてください</p> <p>○規程集等の閲覧 学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい</p> <p>○財務分析 学校の財務分析資料がほしい</p> <p>○教育情報の活用・公表 大学等のさまざまな特色や取り組みを検索したい</p> <p>○経営者や職員の研修・育成 私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい</p> <p>○研修会実施の支援 学校法人の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい</p> <p>○改革事例等の紹介 教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい</p> <p>○経営上の問題への解決策の提案 「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学校法人の現状にあった提案をしてほしい</p> <p>○経営改善計画の作成支援 学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい</p> <p><small>「学校法人活性化・再生研究会最終報告」 https://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf 16ページ～18ページ、31ページ参照 「経営改善計画立案・実施のための参考資料」 https://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm</small></p>	<p>（会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答） 電話・メールで回答します ●会計処理等についてのご質問 ☎03(3230)7846～7848 ●基礎調査、e-マネージャについてのご質問 ☎03(3230)7840～7844</p> <p>（私学情報資料室） ☎03(3230)7846～7848 学校法人等の役員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます（私学振興事業本部（九段事務所1階））</p> <p>（データ提供） ☎03(3230)7846～7848 インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム（私学情報提供システム）を提供しています ◇学数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等</p> <p>（依頼に基づく資料提供） ☎03(3230)7838 「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます（内容により、日数を要します）</p> <p>（大学ポータル（私学版）） ☎03(3230)7852～7853 私立の大学、短期大学、高等専門学校の特色や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています</p> <p>（セミナー） ☎03(3230)7849～7851 理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています</p> <p>（講師派遣） ☎03(3230)7839 ●センターの職員を講師として派遣します ●講師派遣については交通費と講演料が必要です</p> <p>（経営相談） ☎03(3230)7826 ●学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります ●学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします ●必要に応じて事業団が依頼している専門家（公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等）と共同で実施します ●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います ●学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります</p>

※左記の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。

○ 過去の対応事例（堀越学園/創造学園大学）

学校法人堀越学園（群馬県）に対する解散命令の手続に至った経緯①

学校法人堀越学園では、平成16年の創造学園大学の開設、平成18年の高崎医療技術福祉専門学校の開設以来、定員未充足などにより法人の経営状況が悪化。平成19年12月以降、文部科学省として経営や管理運営の改善の指導を継続。

この間、過去の財務計算書類や創造学園大学の設置認可申請時の書類における虚偽記載、経営悪化に伴う賃金の未払、税金や公共料金等の滞納、学校債の償還未履行や教職員の雇用をめぐる訴訟など、様々な問題が発生。

→ 文部科学省としては法人の管理運営を改善するよう指導を重ねるとともに、私立大学等経常費補助金の不交付措置（平成21年3月）や大学等の設置認可に関する寄附行為変更不認可期間の設定（平成22年10月）といった措置を講じたところ。

→ 状況の改善は見られず、特に平成24年5月以降、法人の理事の地位をめぐる関係者の対立により、法人としての統一した意思決定が困難になるとともに経営状況も急速に悪化。具体的には、賃金未払となる教職員の拡大や、料金滞納による電力供給の一部停止、さらには、学校法人の本来業務である大学の授業の一時休講、幼稚園の送迎バスや給食の一時停止といった事態が発生。

文部科学省としては、この間、事態の推移を深刻に受けとめ、学校法人堀越学園に対し現状や今後の経営方針について示すよう求めてきたが、法人からは外部からの資金援助を得て法人を再建したいとの意向は示されるものの、具体的な管理運営の改善策、今後の資金計画や債務の返済計画などは提出されず。また、現在の財務状況や当座の資金繰りについても、資料の提出も具体的な説明もない状況にあった。

学校法人堀越学園（群馬県）に対する解散命令の手續に至った経緯②

本来、学校法人は高い公共性を有する学校の運営を継続的、安定的に行う責務を負う。また、その運営に当たっては、それぞれの学校法人が建学の精神に基づき多様な教育を展開できるよう自主性、自律性が尊重されている。

しかしながら、学校法人堀越学園においては、理事会としてのチェック機能も有効に働かず、理事の対立により法人としての意思決定すら困難な状況であり、さらには、学校法人として最も重要な在学生の修学機会を適切に確保するという点についても、責任ある真摯な対応が見られなかった。

→ 文部科学省としては、こうした状況においても法人の運営をこれ以上学校法人堀越学園の自主性に委ねた場合、①在学生の修学機会が突然失われる事態になりかねず、②学校の運営の継続性に疑問がある中で新たな学生等の受入れが行われ、将来不利益を被る可能性のある学生等が増えてしまう、といった事態となることを強く危惧。

このため、文部科学省としては、必要な財産が保有されていないなどの私立学校法の違反が解消される見込みがなく、また、学生等に予期せぬ不利益が生じかねない状況にあり、時間的猶予もないことから、学校法人堀越学園に対する解散命令の手續を開始するに至ったもの。

学校法人堀越学園の法令違反の状況①

1. 私立学校法第25条違反

第25条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

○ 法人提出の書類に記載されている財産の状況

・ 法人所有の土地・建物の評価額 約10億円（平成24年4月現在）

・ 法人の負債額 約45億円（平成23年度末）

○ 不動産登記簿によると法人所有の土地・建物の大部分に抵当権が設定され、一部については差し押さえが行われている。

2. 私立学校法第28条違反

第28条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

○ 法人の資産総額変更登記が平成22年度決算以降なされていない。

3. 私立学校法第35条、第40条違反

第35条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

第40条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

○ 平成25年3月1日付けで、監事が2名記載された役員の名簿は提出されたが、私立学校法施行規則第13条に基づく届出では、平成23年11月以降監事1名が欠員のままで、欠員が補充された事実が確認できない。

4. 私立学校法第47条違反

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

○ 平成25年3月1日付けで、平成23年度財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書が提出されたが、監事の監査報告書がないこととともに、法人からは計算の根拠となる資料もない上、平成22年度決算からの推測に基づき作成したと説明があつたことから、適正な計算書類等を作成し、事務所に備え付けることができている状況とは言い難い。

5. 労働基準法第24条違反

第24条

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

○ 法人提出の書類に記載されている賃金の支払いの概況は、大学教員を中心に、平成23年9月～平成25年2月の18ヶ月間未払い（一部の教職員には、このうち数ヶ月分は支払われている）が続いている。

学校法人堀越学園の解散命令に関する大学設置・学校法人審議会分科会長コメント（抜粋）

このたび、大学設置・学校法人審議会は、平成24年10月12日に文部科学大臣から諮問された学校法人堀越学園に対する解散命令について、妥当とし、その際、在学する学生、生徒及び幼児の修学機会の確保の観点から可能な限りの措置を講ずることとするとともに、それに必要な期間を考慮し、平成24年度末までに解散を命ずることが適当であるとの答申を行った。

学校法人は、高い公共性を有する学校の運営を継続的かつ安定的に行う責務を負っていることは言うまでもない。また、現行の学校法人制度においては、それぞれの学校法人が建学の精神に基づき多様な教育を提供できるよう自主性、自律性が尊重されている。

しかしながら、学校法人堀越学園においては、経営上も管理運営上も数多くの問題を抱え、危機的な状況にまで陥っている中で、文部科学省から再三にわたり改善を求める指導を受けてきたにもかかわらず、改善に向けた責任ある真摯な対応が見られないなど異常な状況が続いている。このことは、いかに自主性、自律性が尊重されているとはいえ、高い公共性が求められている学校法人としてあるまじき姿であり、解散を命ずることによってしか問題の解決が図れないという事態に立ち至ったことは、極めて遺憾である。当然のことながら、このような事態を招いた学校法人堀越学園の責任は厳しく問わざるを得ない。

同時に、在学生の修学機会の確保のため、学校法人堀越学園には、転学等に必要な措置をはじめ責任ある対応に総力を挙げて取り組むよう強く求めたい。

また、転学等の支援については、この際、他の学校におかれては、可能な限り学生等の受入れについて御配慮いただき、関係諸団体におかれても御協力いただくよう期待したい。国においても、前例にとらわれず、できる限りの支援をしていただくよう積極的な対応をお願いしたい。

本事案は、基本的には特定の学校法人が自らの責任で招いた異例のものではあるが、私立学校を取り巻く社会情勢の著しい変化の中にあっては、高い公共性を有する私立学校を自主的、自律的に運営するという学校法人制度の根幹を揺るがしかねない要素をはらんでいる。このような観点から、改めて我が国の私立学校制度について、多様な教育研究を展開される各学校設置者の一層の自覚を期待したい。（略）

平成24年10月25日 大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会長 日高 義博

文部科学省ホームページ「堀越学園（群馬県）の在學生と保護者の皆様へ」より

(転学の手続について)

問1. 他の大学に転学する場合、通常、どのような手続が必要になりますか。

- 他の大学への転入学を希望する場合には、転入先大学から転学受入れの許可を得ることが必要です。そのための条件や手続は、大学ごとに異なりますので、必ず事前に各大学に確認して下さい。
- ご参考までに、「一般的な転学の流れ」は、概ね以下の通りとなります。

※各大学や学部学科ごとに出願の要件や手続、必要書類等は異なりますので、必ず事前に確認して下さい。下記はあくまで一般的なイメージです。

1 転学に必要な書類の準備

- ・ 志願票 ・ 転学願書 ・ 成績証明書 ・ 在学証明書 ・ 高等学校の卒業証明書 ・ 在留資格証明書 (※留学生の場合)
- ・ 健康診断書 等

2 転学先大学への出願・申請

3 転学先大学による試験・審査

4 転学先大学からの転学許可 (合格発表)

5 転学先大学への単位認定の申請

- ・ 単位認定申請書 ・ 履修科目証明書 ・ シラバス 等

6 単位の認定

7 転学 (入学)

8 転学先大学への授業料等の支払い

問2. 他の大学に転学する場合、同じ学年に転入することは可能ですか。

- 他の大学に転学する場合、何年次に転入するかについては、転学前の大学における履修状況等を踏まえて、転学先の大学が判断することになります。必ずしも同じ学年に転入できるわけではありません。

問3. これまでに創造学園大学で修得した単位については、転学先の大学でも修得済みのものとして認められるのでしょうか。

- 転学先の大学においても、転学前の大学で修得した単位が認められることは制度上は可能となっています。しかしながら、修得済み単位のどこまでが認められるかは、転学先の大学における教育課程や単位に対する考え方などにより、一概に言うことができません。転学先の大学に、個別にご相談下さい。

問4. 大学が廃止された場合、卒業生は学士ではなくなるのでしょうか。また、卒業証明書などの発行は、大学廃止後はどうなるのでしょうか。

- 大学が廃止されても、これまで授与された学位について取り消されることはありません。
- また、廃止された大学の学籍簿については、具体的な取扱い方法は調整中ですが、国において責任を持って検討していくこととしています。

(資格取得課程に在学している場合)

問5. 創造学園大学の教育課程の履修を通じて、社会福祉士（または精神保健福祉士、介護福祉士）の資格取得を目指しています。転学する場合、教育課程が途切れることとなりますが、継続して資格の取得を目指すことができますか。

- 社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士などの受験資格等を取得する場合には、それぞれの資格について法令等で定められた科目を履修した上で、大学を卒業することが必要になります。
- 転学した場合には、転学先の大学における資格取得課程において、必要な授業科目を履修することにより、引き続き資格取得を目指すことは可能です。
- ただし、転学前の大学で修得済みの単位が、転学先大学でどこまで認められるかは、それぞれの大学の教育課程や授業科目の相違などを踏まえた上で、最終的に転学先の大学が判断することになりますので、転学した場合における単位認定の考え方については、予め転学先の大学に確認しておくことが望ましいと言えます。

問6. 創造学園大学で高校教員一種免許状（美術）の取得を目指しています。転学する場合、教育課程が途切れることとなりますが、継続して資格の取得を目指すことができますか。

- 教員免許状を取得する場合には、教職課程において必要な科目を履修した上で、大学を卒業することが必要です。
- 転学した場合においても、既に修得した教職課程の科目の単位を、転学先の大学における教職課程の科目の単位として読み替えることにより、引き続き、教員免許状の取得を目指すことは可能です。
- ただし、既修得単位をどこまで読み替えるかは、転学先の大学が、自大学の履修方針等に基づいて判断することになり、必ずしも全ての既修得単位の読み替えが認められるとは限りませんので、予め転学先の大学に確認しておくことが望ましいと言えます。

(参考) 創造学園大学において認定を受けている教職課程 (次ページに続く)

学校法人堀越学園の解散命令に関する転学Q&A④

(参考) 創造学園大学において認定を受けている教職課程

創造芸術学部音楽学科 中学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(音楽)

芸術学科 中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術)

ソーシャルワーク学部ソーシャルワーク学科 高等学校教諭一種免許状(福祉) 高等学校教諭一種免許状(公民)

(大学評価・学位授与機構、放送大学について)

問7. 大学評価・学位授与機構の制度を利用して、学士の学位を得ることは可能ですか。

- 大学評価・学位授与機構では、高等教育機関において一定の学習を修め、その「まとまりのある学修」の成果をもとに、さらに大学の科目等履修生制度などを利用して所定の単位を修得し、かつ機構が行う審査の結果、大学卒業者と同等以上の学力を有すると認められた方に対して、学士の学位を授与しています。(なお、大学に2年以上在学し、62単位以上を取得している人が対象となります。)

(参考)

新しい学士への途(平成24年度版) (※独立行政法人大学評価・学位授与機構のウェブサイトへリンク(略))

平成24年度科目等履修生制度の開設大学一覧(※独立行政法人大学評価・学位授与機構のウェブサイトへリンク(略))

- ただし、対象となる基準や履修に際しての条件等がありますので、制度の詳細については、以下の相談窓口にご相談ください。〔問い合わせ先〕独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査課(略)

問8. 放送大学への転入学は可能ですか。

- 放送大学では転入学として受入れを行います。放送大学は教養学部教養学科を置く通信制の大学です。ただし、在留資格の関係から留学生を受け入れることはできません。転入学についての情報は、以下の相談窓口にご連絡ください。

〔問い合わせ先〕 放送大学学園学務部学生課 入学受付グループ（略）

（授業料・経済的支援について）

問9. 転学先の大学に入学金や授業料を支払わなければいけないのですか。

- 通常は、入学金や授業料の支払いが必要になりますが、大学の判断によって減免措置が設けられている場合もありますので、事前に各大学にお問い合わせ下さい。
- なお、転学に際して経済的支援が必要な場合については、下記の質問をご参照下さい。

問10. 創造学園大学に在学しながら独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けてきました。今後、転学した場合には、引き続き奨学金の貸与を受けることは可能ですか。

- 転学先の大学において、引き続き貸与を受けることができます。継続手続きを転学先の大学で行ってください。ただし、転学先の大学での第一種奨学金（無利子奨学金）の貸与期間は、当該大学の修業年限から既に貸与を受けた期間を除いた期間となります。
- 具体的な手続きについては、転学先の大学にお問い合わせください。転学先が未定であるなどの理由により問い合わせ先が不明の場合は、以下にお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕 独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業部学資貸与課（略）

- なお、短期大学や専門学校へ入学し直した場合は、奨学金の継続貸与はできませんので、緊急・応急採用制度をご利用ください。

学校法人堀越学園の解散命令に関する転学Q&A⑥

問11. 創造学園大学に在学中は、奨学金を受けていませんでした。ただ、転学による経済的負担が大きいため、奨学金を受けたいと考えています。どのような支援がありますか。

- 在籍する大学の廃止に伴う転学のため、就学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金が必要となった場合には、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（緊急採用奨学金（無利子）・応急採用奨学金（有利子））の貸与の対象となります。
- 申請手続きは、転学先の大学で行っていただくこととなりますが、その際の諸条件は以下のとおりとなっています。

貸与要件：家計支持者の失職、災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金が必要となったと認められ、家計急変の事由が発生してから12カ月以内である者。

貸与金額：（緊急採用奨学金）3万円又は5万4千円（私立大・自宅通学の場合。選択制）
（応急採用奨学金）3万円、5万円、8万円、10万円、12万円（大学学部の場合。選択制）

貸与期間：（緊急採用奨学金）転学した月以降で申込者が希望する月～平成24年度末まで（1年毎に継続願を提出することにより、修業年限を限度として延長することができます。）
（応急採用奨学金）転学した月以降で修業年限の終期まで（略）

- 具体的な手続きについては、転学先の大学にお問い合わせください。転学先が未定であるなどの理由により問い合わせ先が不明の場合は、以下にお問い合わせください。〔問い合わせ先〕独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業部学資貸与課（略）
- 留学生の方は、問12をご参照ください。

(留学生について)

問12. 「留学」の在留期間が残っているのですが、学校を退学したあとも、このまま日本に残ることは可能でしょうか。

- 退学後に他の大学等へ転学等せず、在留資格「留学」に該当する活動を継続して3か月以上行わないで在留している場合（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）、在留資格の取消しの対象となります。詳しくは下記の連絡先にお問合せ下さい。〔連絡先〕法務省入国管理局外国人在留総合インフォメーションセンター（略）

問13. 他の大学に転学する場合、入国管理関係の手続きは必要ですか。また、短期大学や専門学校に入学する場合はどうなりますか。

- 転学した日から14日以内に、当該事実を地方入国管理官署に届け出る必要があります。

なお、2012年7月8日以前に受けた許可（新規上陸の許可、在留期間更新許可、在留資格変更許可）により、在留資格「留学」を決定され、在留している場合は届出の必要はありません。

この場合であっても、転学・入学先の大学等から、地方入国管理官署に対し、留学生の受入れの開始の届出を頂くこととなります。

詳しくは、下記の連絡先にお問い合わせください。

〔連絡先〕法務省入国管理局外国人在留総合インフォメーションセンター（略）

(参考) 法務省ホームページ 活動機関に関する届出（教授，投資・経営，法律・会計業務，医療，教育，企業内転勤，技能実習，留学，研修）（※法務省ウェブサイトへリンク（略））

問14. 大学に通うことは諦めて、就職して引き続き日本に残りたいと考えています。在留資格についてはどうなるのでしょうか。

- 日本で就職する場合は、地方入国管理官署において就労資格への在留資格の変更許可を受ける必要があります。なお、就労資格が認められるためには、一定の要件に適合することが必要ですが、詳しくは、下記の連絡先にお問合せ下さい。

〔連絡先〕 法務省入国管理局外国人在留総合インフォメーションセンター（略）
入国管理局ーインフォメーションセンター・ワンストップ型相談センターー
（※法務省入国管理局ウェブサイトへリンク（略））

（参考） 法務省ホームページ 在留資格変更許可申請（※法務省ウェブサイトへリンク（略））

問15. 他大学に転学した場合、奨学金を受給できますか。

- 転学後、一定の要件を満たした留学生については、私費外国人留学生学習奨励費が支給される可能性があります。詳しくは、転学後の大学又は日本学生支援機構にお問い合わせ下さい。

〔連絡先〕 独立行政法人日本学生支援機構留学生事業部国際奨学課（略）

24文科高第634号 平成24年10月26日

各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長
板東 久美子

創造学園大学に在学する学生の転学への支援について（依頼）

学校法人堀越学園（群馬県高崎市）については、その運営状況等に鑑みて、文部科学省として、大学設置・学校法人審議会の答申を踏まえ、平成24年度末までに、私立学校法第62条に基づく解散命令を出すことを予定しており、別紙1（※略）のとおり、同学校法人に対して、在学する学生等の転学等への適切な対応を求めています。

これに伴い、文部科学省としては、在学生在が今後他校での修学を希望する場合、できる限りの支援を行うこととし、同学校法人が設置する創造学園大学の学生を対象にしたホームページの開設や電話相談窓口の設置、学生に対する経済的支援等の対策を行っているところです。

つきましては、学生から貴学へ転学希望の申し出等があった場合には、諸事情を御賢察の上、特段の配慮をお願いいたします。なお、この件に関しては、別途当方から、一般社団法人国立大学協会、一般社団法人公立大学協会、一般社団法人日本私立大学連盟、日本私立大学協会及び日本私立大学振興協会に対し、別紙2（※略）のとおり依頼していることを申し添えます。

担当：文部科学省高等教育局大学振興課法規係／電話：03(5253)4111(内線2493)

文部科学省ホームページ「堀越学園（群馬県）の在學生と保護者の皆様へ」より作成

(参考) 日本学生支援機構における貸与奨学金の緊急採用・応急採用

○日本学生支援機構では、貸与奨学金について、予期せぬ家計の急変等により、緊急に奨学金が必要となった学生に対し、緊急採用（無利子）・応急採用（有利子）奨学金制度を設けている。



【対象課程】

短期大学・大学・大学院・専修学校（専門課程）・高等専門学校
の正規課程（※通信教育課程は対象外）

【要件】

家計急変の事由が発生してから12か月以内の人で、学力・家計基準を満たすこと。

【Q&A】

Q 貸与月額はいくらですか。

A 貸与月額は、緊急採用であれば第一種奨学金、応急採用であれば第二種奨学金と同じです。

Q 申込みから振込開始までどのくらいかかりますか。

A 申込み及び学校からの推薦後、最短で翌月に口座に振り込まれます。

Q 現在第一種奨学金の貸与を受けていますが家計が急変したためさらに奨学金が必要になりました。緊急採用に申し込めますか。

A 現在第一種奨学金の貸与を受けているため、緊急採用（第一種奨学金）に申し込むことはできませんが、第一種奨学金と併用して、応急採用（第二種奨学金）を申し込むことができます。

予期せぬ家計の急変により、緊急に奨学金が必要となった学生の皆さんへ (第一種奨学金) (第二種奨学金) 緊急採用・応急採用奨学金制度のご案内

1 緊急採用・応急採用とは

生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合に、申し込むことができる貸与型の奨学金です。緊急採用が第一種奨学金（無利子）、応急採用が第二種奨学金（有利子）にあたります。

2 対象課程及び要件

- (1) 対象課程
短期大学・大学・大学院・専修学校（専門課程）・高等専門学校の正規課程が対象。
※通信教育課程は対象外です。
- (2) 要件
家計急変の事由が発生してから12か月以内の人で、学力・家計基準を満たすこと。
※ 申込みは随時受け付けています。
※ 新型コロナウイルスの影響による家計急変も事由として含みます。
詳細については学校に必ず確認してください。

3 貸与始期・貸与終期

(1) 貸与始期

区分	事由発生月			
	1年次生 (※)入学前に事由が発生した場合は、 入学月以降の貸与始期となります。		2年次生以上	
	当年度	前年度(※)	当年度	前年度
緊急採用	発生月以降	入学月以降	発生月以降	発生月以降
応急採用	入学月以降	入学月以降	当年度4月以降	発生月以降

(2) 貸与終期

- ① 緊急採用：採用年度末 ※1年ごとに願い出ることにより、修業年限の終期まで延長可能です。
- ② 応急採用：修業年限の終期

4 Q&A

- Q 貸与月額はいくらですか。
A 貸与月額は、緊急採用であれば第一種奨学金、応急採用であれば第二種奨学金と同じです。
詳しくはJASSOホームページをご覧ください。
Q 申込みから振込開始までどのくらいかかりますか。
A 申込み及び学校からの推薦後、最短で翌月に口座に振り込まれます。
Q 現在第一種奨学金の貸与を受けていますが家計が急変したためさらに奨学金が必要になりました。緊急採用に申し込めますか。
A 現在第一種奨学金の貸与を受けているため、緊急採用（第一種奨学金）に申し込むことはできませんが、第一種奨学金と併用して、応急採用（第二種奨学金）を申し込むことができます。

5 詳しい情報はこちら

! 申込方法・提出書類は学校に確認を

●緊急採用
JASSOホームページ>奨学金>奨学金制度の種類と概要>貸与奨学金(返済必要)>第一種奨学金(無利子で借りる)>被災・家計急変時の第一種奨学金(緊急採用)



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kinkyu/index.html

●応急採用
JASSOホームページ>奨学金>奨学金制度の種類と概要>貸与奨学金(返済必要)>第二種奨学金(有利子で借りる)>被災・家計急変時の第二種奨学金(応急採用)



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/okyu/index.html

「学生募集の停止の報告」に関する通知

私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）

（3文科高第1531号 令和4年3月15日）

7 学生募集の停止の報告

学生募集の停止については、従前より文部科学省への報告をお願いしていましたが、引き続き、学内における意思決定後速やかに報告を行っていただくようお願いします。

- ① 提出書類 報告書（別紙様式4）
- ② 提出時期 募集停止を決定したとき。
- ③ 提出先

ア 大学（法科大学院を除く。） 高等教育企画課大学設置室

イ 短期大学 大学振興課短期大学係

ウ 高等専門学校 専門教育課高等専門学校第一係

エ 法科大学院 専門教育課法科大学院係

別紙様式4 (用紙 日本産業規格A4縦型)

〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集停止について（報告）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

報告者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集を停止することとしたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 募集停止する学部、学科及び定員
入学定員 収容定員
〇〇学部
〇〇学科 〇〇人 〇〇人
- 2 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度又は時期
〇〇年度（又は 年 月 日）
- 3 募集停止する理由
(例1) 募集停止する〇〇学部〇〇学科を改組転換して、新たに〇〇学部を設置するため。
(改組転換の全体図は別紙のとおり)
(例2) △△大学を廃止するため。
- 4 今後の取扱い
(例1) 在校生が卒業するのを待って〇〇学部〇〇学科を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。所属教職員並びに施設・設備については、すべて新設される〇〇学部に移管する。
(例2) 在校生が卒業するのを待って△△大学を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。
△△大学の廃止認可申請については、在校生がいなくなった後速やかに提出する。
- 5 募集停止に係る決議等を行った年月日
(例) 理事会 年 月 日
- 6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）
年 月 日

(注)

- ① 学生募集停止の報告を求める対象は、大学、大学の学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科、短期大学の学科の専攻課程、大学の大学院、大学院の研究科、研究科の専攻及び専攻に係る課程、高等専門学校及び高等専門学校の学科とし、改組転換などの理由を問わず学内における意思決定後速やかに報告を行うこと。
- ② 「3 募集停止する理由」欄には、改組転換や入学定員の減少等、募集停止に至った理由を詳細に記述すること。また、既存の学部等を廃止し、新設する学部等に改組転換する等の場合には、全体がわかる資料を添付すること。
- ③ 「4 今後の取扱い」欄には、在校生への教育条件の確保や教職員の身分保障、施設設備の取扱い等について詳細に記述すること。
- ④ 本件における学則の変更にあたっては、附則等において当該学生募集停止学部等の名称、教育課程等が引き続き記載されるよう留意すること。
- ⑤ 「5 募集停止に係る決議等を行った年月日」欄には、「設置者側」（理事会等）の最高意思決定機関の議決日を記入すること。
- ⑥ 「6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）」欄には、理事会等の後、学外の受験生、マスコミ等一般に正式に公表する時期を記入すること。